

平成24年3月13日
第2367号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（111・団体指導室）……………1
- 家畜伝染病を予防するための検査の実施（112・畜産振興課）……………1
- 家畜伝染病を予察するための検査の実施（113・畜産振興課）……………2
- 争議行為の予告（114・雇用労働政策課）……………3
- 公共測量実施の通知（115～118・建設管理課）……………3
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（119・都市計画課）……………4
- 建設業の許可の取り消し（120・秋田地域振興局総務企画部）……………5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………5
- 県営土地改良事業の換地処分（秋田地域振興局農林部）……………5

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（3・教育庁総務課）……………5

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（22）……………6
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（23）……………6
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定（24）……………6
- 個人演説会等を開催することができる施設の名称等の変更（25）……………7
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定解除（26）……………8

告 示

秋田県告示第111号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
秋田県由利本荘市大浦字八走170番地6 田口健治 秋田県由利本荘市芦川字上の山38番地 柳田八十二	本荘	秋田県漁業協同組合	平成24年3月13日から 同月27日まで	秋田県にかほ市金浦字塩焚浜番外地 秋田県漁業協同組合南部総括支所

秋田県告示第112号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症及び腐^そ蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
ブルセラ病の検査	県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
結核病の検査	1. 鹿角市、小坂町、大館市、由利本荘市、大仙市、仙北市、美郷町	実施する区域で搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している乳用雌牛（生後24か月未満のものを除く）
	2. 県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
ヨーネ病の検査	1. 鹿角市、小坂町、秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、にかほ市、大仙市（旧大曲市、旧協和町、旧仙北町の区域）、仙北市	実施する区域で繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛（生後24か月未満のものを除く）
	2. 県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症の検査	県内全域	実施する区域で死亡した牛（生後24か月未満のものを除く）
馬伝染性貧血の検査	県内全域	平成24年4月1日前5年間に於いて当該疾病の検査を受けていない馬（生後180日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。）及び実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた馬
家きんサルモネラ感染症の検査	県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた鶏、あひる、うずら及び七面鳥
腐 ^そ 蛆病の検査	鹿角市、小坂町、由利本荘市、にかほ市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	実施する区域で飼育されているみつばちの群

3 実施期日及び場所

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に定める方法及び農林水産省の指示による。
- (2) 家きんサルモネラ感染症及び腐^そ蛆病にあつては、国が定める病性鑑定指針による。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 実施の目的
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため
- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	県内全域	これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であって、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認めたもの

- 3 実施期日及び場所
平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第114号

平成24年2月7日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 事件
 - (1) 労働条件に関すること
 - (2) 賃金及び手当に関すること
 - (3) 運営に関すること
 - (4) その他
- 2 日時
平成24年3月14日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
- 3 場所

鹿角市花輪字向畑18番地	かづの厚生病院
北秋田市下杉字上清水沢16-29	北秋田市民病院
能代市落合字上前田地内	山本組合総合病院
南秋田郡八郎潟町川崎字貝保37番地	湖東総合病院
秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田組合総合病院
由利本荘市川口字家後38番地	由利組合総合病院
大仙市大曲通町1番地30号	仙北組合総合病院
横手市前郷字八ツ口3番1	平鹿総合病院
湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	雄勝中央病院
秋田市八橋南二丁目10番16号	秋田県厚生連本所

- 4 概要
救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、デイケア、予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第115号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり大仙市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類

公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量）

2 作業を行う地域

大仙市大曲地区

3 作業を行う期間

平成24年1月24日から同年3月23日まで

秋田県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり秋田市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐竹敬久

1 作業の種類

公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量）

2 作業を行う地域

秋田市D I D（人口集中地区）の一部

3 作業を行う期間

平成24年1月24日から同年3月23日まで

秋田県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり北秋田市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐竹敬久

1 作業の種類

公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量）

2 作業を行う地域

北秋田市元町、大町、米代町、住吉町、松葉町、材木町、花園町、東横町、宮前町、旭町及び伊勢町、北秋田市鷹巣字下家下、北中家下、南中家下、愛宕下、本屋敷、帰道、西大柳岱、太田境及び上家下、北秋田市綴子字古関、北秋田市栄字前綱、中綱及び三番綱

3 作業を行う期間

平成24年1月24日から同年3月23日まで

秋田県告示第118号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり湯沢市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐竹敬久

1 作業の種類

公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量）

2 作業を行う地域

湯沢市D I D（人口集中地区）の一部

3 作業を行う期間

平成24年1月24日から同年3月23日まで

秋田県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、潟上市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画保育所（天王町第1号追分乳児保育所）の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第120号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年3月1日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
斎藤社寺
男鹿市北浦北浦字泉野72番地8
齊 藤 一 郎
秋田県知事許可（般-20）第40563号
- 3 処分の内容
大工工事業、屋根工事業、板金工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年3月1日付けで大工工事業、屋根工事業、板金工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年2月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大館・小坂鉄道レールバイク
- 3 代表者の氏名
小棚木 政 之
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県大館市御成町二丁目15番22号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、廃線となった小坂鉄道（以下、旧小坂鉄道）にレールバイクを走行させ、観光資源としての提供を図ると共に、旧小坂鉄道の歴史的意義を広く知らしめることによって地域の活性化に寄与することを目的とする。

平成24年3月6日県営土地改良事業（男鹿浦田地区農地集積加速化基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第3号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成24年3月13日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

- 1 日時
平成24年3月14日午後2時
- 2 場所

教育委員会委員室

3 案件

- (1) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- (2) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- (3) 秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について
- (4) 秋田県指定文化財の指定について
- (5) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年3月13日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,341

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

219,506

秋選管告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年3月13日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,084
能代市山本郡	25,955
横手市	27,721
大館市	22,183
男鹿市	9,412
湯沢市雄勝郡	20,172
鹿角市鹿角郡	11,465
由利本荘市	23,808
潟上市	9,598
大仙市仙北郡	31,466
北秋田市北秋田郡	11,313
にかほ市	7,615
仙北市	8,436
南秋田郡	7,454

秋選管告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨由利本荘市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年3月13日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
文化交流館	秋田県由利本荘市東町15番地	平成24年3月2日
石沢体育館	秋田県由利本荘市館字六角168番地	平成24年3月2日

B & G由利海洋センター	秋田県由利本荘市前郷字御伊勢下39番地2	平成24年3月2日
由利コミュニティセンター「善隣館」	秋田県由利本荘市前郷字御伊勢下24番地1	平成24年3月2日
B & G西目海洋センター	秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2番地682	平成24年3月2日

秋選管告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について名称等に変更があった旨、由利本荘市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年3月13日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

変更後

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	変 更 年 月 日
ボートプラザ「アクアバル」	秋田県由利本荘市北裏地54番地1	平成24年3月2日
ウッディホールこだま	秋田県由利本荘市館字中島372番地	平成24年3月2日
矢島コミュニティセンター「日新館」	秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂64番地1	平成24年3月2日
高城センター	秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字田町41番地	平成24年3月2日
就業改善センター	秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字田町41番地	平成24年3月2日
自然休養村センター	秋田県由利本荘市岩城内道川字川向48番地	平成24年3月2日
岩城コミュニティセンター「岩城会館」	秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴湯50番地	平成24年3月2日
「紫水館」	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保193番地	平成24年3月2日
高齢者活動・生活支援促進機械施設「住吉館」	秋田県由利本荘市東由利田代字住吉48番地1	平成24年3月2日
老方コミュニティセンター「老方館」	秋田県由利本荘市東由利老方字五升畑13番地	平成24年3月2日
岩谷体育館	秋田県由利本荘市岩谷町字日渡100番地	平成24年3月2日
松本体育館	秋田県由利本荘市松本字小及位野78番地	平成24年3月2日
小栗山体育館	秋田県由利本荘市小栗山字小栗山76番地1	平成24年3月2日

変更前

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ボートプラザアクアバル	秋田県由利本荘市北裏地54番地1	平成8年7月26日
ウッディーホールこだま	秋田県由利本荘市館字中島372番地	平成8年7月26日
矢島コミュニティセンター	秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂64番地1	昭和62年3月20日
岩城高城センター	秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字田町41番地	昭和55年2月19日
岩城就業改善センター	秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字田町41番地	昭和55年2月19日
岩城自然休養村センター	秋田県由利本荘市岩城内道川字川向48番地	昭和55年2月19日
岩城会館	秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴湯8番地	平成7年12月1日
市民会館「紫水館」	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保193番地	平成2年2月2日
東由利高齢者活動・生活支援促進機械施設「住吉館」	秋田県由利本荘市東由利田代字住吉48番地1	平成12年5月11日
老方地区コミュニティセンター「老方館」	秋田県由利本荘市東由利老方字五升畑13番地	昭和63年6月3日
大内体育館	秋田県由利本荘市岩谷町字日渡100番地	昭和55年4月1日
大内農村勤労福祉センター	秋田県由利本荘市松本字小及位野78番地	平成3年8月23日
大内トレーニングセンター	秋田県由利本荘市小栗山字小栗山76番地1	平成3年8月23日

秋選管告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について指定解除した旨由利本荘市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月13日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
本荘勤労青少年ホーム	秋田県由利本荘市美倉町30番地	平成24年3月2日
東由利老人いこいの家「朋楽荘」	秋田県由利本荘市東由利老方字台山21番地	平成24年3月2日

発 行 者 秋 田 県
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松 原 巧

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号